教育・保育の提供と利用料

1号認定子ども(教育標準時間認定)

提供する曜日	月曜日から金曜日まで		利用料(1 人あたり)
保育時間	教育標準時間	午前9時00分~午後2時00分	3 歳以上保育料無償化
一時預かり (幼稚園型)	保育時間	午前7時00分~午前9時00分 午後2時00分~午後4時30分 午後4時30分~午後6時00分 午後6時00分~午後7時00分	1日100円(月額上限1,000円) 1日200円 (おやつ代含む月額上限2,000円) 1日100円(月額上限1,000円) 1日100円(月額上限1,000円)
	休業日	主曜日・日曜日・祝日 学年始休業日(4月1日~4月3日) 夏期休業日(7月25日~8月31日) 冬期休業日(12月25日~1月7日) 学年末休業日(3月25日~3月31日)	長期休暇中及び必要と認められた 土曜日の利用料 ・教育標準時間内1日515円 (給食代を含む) ・教育標準時間以外は利用時間 により加算されます。

2・3号認定子ども(保育認定)

提供する曜日	月曜日から土曜日まで		利用料(1人当たり)	
保育時間	保育標準時間	午前7時00分~午後6時00分(11時間)	3 歳児以上保育料無償化 1・2歳児: 氷見市は無料	
	保育短時間	午前 8 時 30 分~午後 4 時 30 分(8 時間)	〇歳児:第3子以降無料 ※保育料は市の規定に準ずる	
延長保育	保育標準時間	午後6時00分~午後7時00分	1日100円(月額上限1,000円)	
	保育短時間	午前7時00分~午前8時30分 午後4時30分~午後6時00分 午後6時00分~午後7時00分	1日100円(月額上限1,000円) 1日100円(月額上限1,000円) 1日100円(月額上限1,000円)	
開所時間	月~金曜日	午前7時00分~午後7時00分		
	土曜日	午前 7 時 OO 分~午後 7 時 OO 分 ※就労証明書が必要です。		
休業日	日曜日•祝日			